介護予防・日常生活支援総合事業の実施について

1　総合事業への移行時期について

事業導入は平成 29 年４月とし、**要支援１、２の方の移行は、平成 29 年度中の要支援認定更新時（ケアプラン策定等に係る契約締結時）を基本**とする。

（参考）　制度上、平成 29 年度末までに移行を完了する必要がある。

2　サービス利用のフローについて

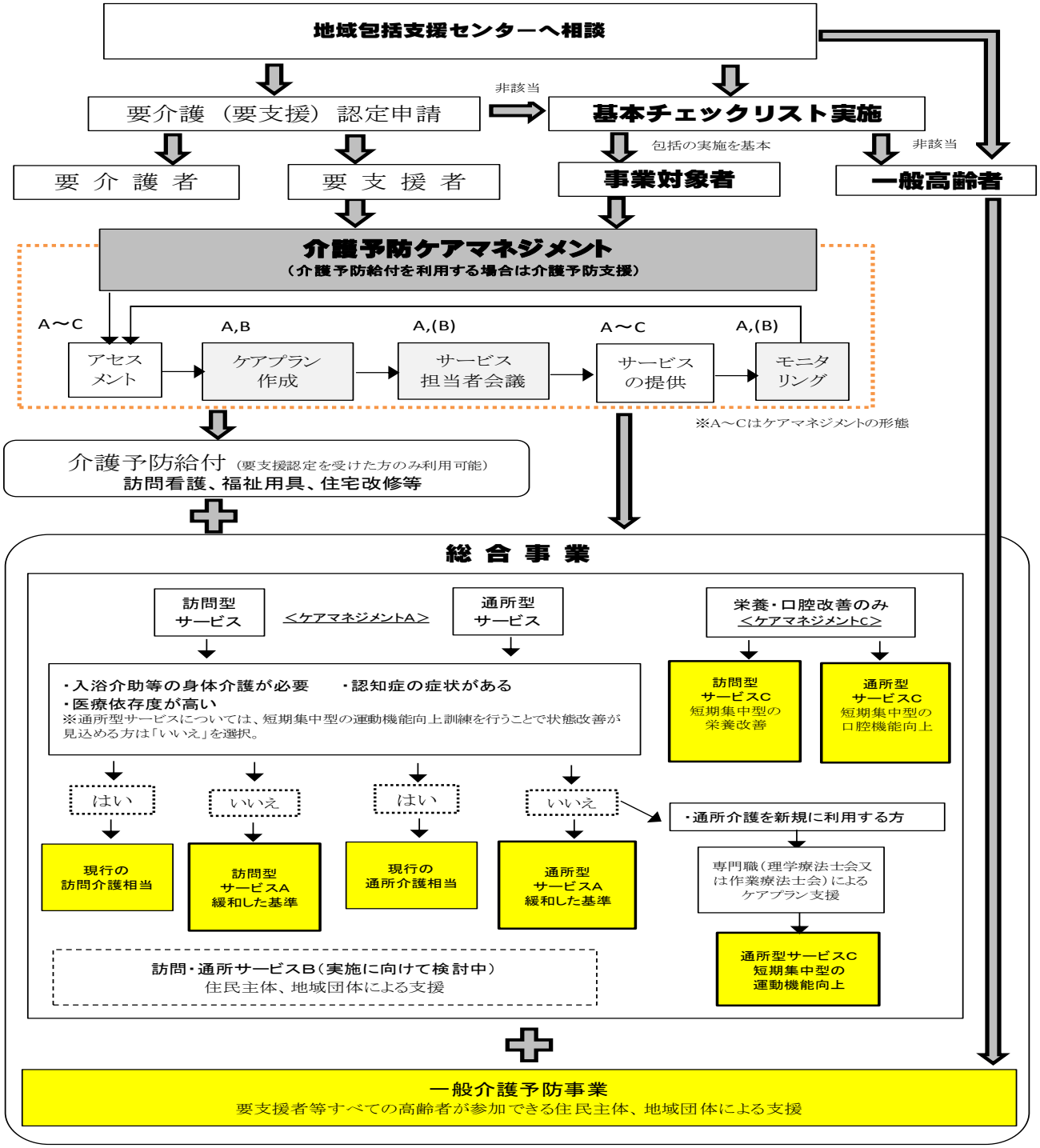

平成28年度　第2回 金沢市介護保険運営協議会	資料3
平成28年11月11日	

3　介護予防ケアマネジメントについて

(1) 概要

種類	厚労省ガイドライン	本市の対応
①ケアマネジメントA （原則）	・介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合 ・訪問型サービスC・通所型サービスCを利用する場合	・現行相当、サービスA、サービスC（通所型・運動）について適用
②ケアマネジメントC	・ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合 （※必要に応じ、その後状況把握を実施）	・サービスC（通所型・口腔、訪問型・栄養）のみ利用する場合について適用

(2) 報酬設定の考え方

・ケアマネジメントＡ　（基本報酬 430 単位、初回加算 300 単位）

業務内容が現行と同じであるため、現行の単位数と同額とする。

・ケアマネジメントＣ　（基本報酬 215 単位、初回加算 300 単位）

ケアプラン作成、サービス担当者会議及びモニタリングを省略。

4　基準緩和型サービス（サービスＡ）の報酬単価及び基準について

介護度の軽度の方が、従前と同等のサービスを以前より少ない負担で受けることができる。

(1) 報酬単価は、訪問型・通所型ともに、現行相当の **80%**とする。

(2) **現行の報酬の考え方を基本**とする。

(3) 報酬単価のうち、**加算に係る報酬は現行単価**とする。

(4) 訪問型サービス、通所型サービスともに、**現行相当とサービスＡの一体型の実施を可能**とする。

・一体型･･･現行相当とサービスＡのサービスを、同じ時間・場所において提供するもの

・単独型･･･サービスＡの支援に特化し、現行相当と時間、場所などを分けたもの

【訪問型サービス】（網掛けは現行と異なる項目）

報酬単価・人員配置基準　⇒　サービスＡの単価は現行相当の 80%

報酬･･･①ヘルパー資格を持たない者でも従事できること、②生活援助のみ提供すること等を反映

	現行の介護予防訪問介護相当		サービスA（基準緩和型）	
報酬関連	週1回程度	1月につき1,168単位	週1回程度	1月につき934単位
	週2回程度	1月につき2,335単位	週2回程度	1月につき1,868単位
	週2回超程度	1月につき3,704単位	週2回超程度	1月につき2,963単位
	初回加算	200単位／月	初回加算	同左
	生活機能向上連携加算	100単位／月	生活機能向上連携加算	なし
	介護職員処遇改善加算	単位数×一定割合	介護職員処遇改善加算	同左
人員基準	管理者	常勤専従1人（兼務可）	管理者	専従1人（兼務可）
	訪問介護員	常勤換算方法で2.5以上 介護職員初任者研修修了者、ヘルパー2級修了者などの資格が必要	従事者	必要数 （兼務可） 市が定める研修を修了した者（認定ヘルパー）
	サービス提供責任者	利用者40人に1人以上 介護福祉士等	訪問事業責任者	常勤専従1人以上（兼務可）

＜利用見込数＞

平成 28 年４月利用分の介護予防訪問介護利用者 1,459 人のうち、

現行の介護予防訪問介護相当･･･295 人（20.22%）

サービスＡ（基準緩和型）･･･1,164 人（79.78%）

【通所型サービス】（網掛けは現行と異なる項目）

報酬単価・人員配置基準　⇒　サービスＡの単価は現行相当の 80%

報酬･･･生活相談員、看護職員、機能訓練指導員を不要とすること等を反映

	現行の介護予防通所介護相当		サービスA（基準緩和型）	
報酬関連	事業対象者・要支援1（週1回程度）	1月につき1,647単位	事業対象者・要支援1（週1回程度）	1月につき1,318単位
	事業対象者・要支援2（週2回以上程度）	1月につき3,377単位	事業対象者・要支援2（週2回以上程度）	1月につき2,702単位
	運動器機能向上加算	1月につき225単位	運動器機能向上加算	同左
	介護職員処遇改善加算	単位数×一定割合	介護職員処遇改善加算	同左
人員基準	管理者	常勤専従1人（兼務可）	管理者	専従1人（兼務可）
	生活相談員	専従1以上	生活相談員	―
	看護職員	専従1以上	看護職員	―
	機能訓練指導員	1以上	機能訓練指導員	―
	介護職員	15人まで1人。15人～利用者1人に0.2以上（無資格者可）	従事者	15人まで1人。15人～利用者1人に0.1以上（無資格者可）

＜利用見込数＞

平成 28 年４月末時点でケアプランに介護予防通所介護を位置づけている 3,279 人のうち、

現行の介護予防通所介護相当･･･1,228 人（37.45%）

サービスＡ（基準緩和型）　･･･2,051 人（62.55%）

５　訪問型サービスＡに従事する者のための研修について

訪問型サービスＡを先行実施している他都市の研修内容を参考に、旧訪問介護員養成研修３級課程の内容のうち、必要な研修を行う。

(1) 日程・・・全３回（１回につき２日間）

＜１回目＞　平成 28 年 12 月 12 日（月）、14 日（水）

＜２回目＞　平成 29 年２月４日（土）、５日（日）

＜３回目＞　平成 29 年３月８日（水）、10 日（金）

(2) 研修予定　90 名（各回 30 名）

(3) 受講料　　無料

(4) 研修内容

研修内容は、掃除や洗濯などの生活援助だけでなく、「自立支援」の視点を持って支援することを見据えたものとする。

テーマ
・サービス提供の基本視点 ・介護保険制度 ・認知症の理解 ・高齢者の特徴と対応 ・訪問マナーとコミュニケーション （秘密保持、個人情報の取扱い、職業倫理） ・生活援助の基礎知識・生活援助の方法 （自立支援・介護予防の考え方に基づいたケアの理解） ・リスクマネジメント・緊急時の対応 （記録、報告）

(5)実施方法

（公財）金沢市福祉サービス公社へ委託

６　短期集中型サービス（サービスＣ）について

(1)　**対象**　①基本チェックリストによる対象者

②要支援者

(2)　**目的**　要介護状態等になることを予防するため、保健・医療の専門職により実施。短期間（３か月）で効果をあげ、一般介護予防事業につなげる。

(3)　**利用者負担**　**なし（従来どおり）**

〈平成29年度予定〉

サービス名（仮）	**通所型 運動機能向上事業**	**通所型 口腔機能向上事業**	**訪問型 栄養改善事業**
概　　要	介護事業所等で筋力トレーニングを実施	通所による歯科医師・歯科衛生士の相談指導	栄養士による相談指導
実施場所	介護事業所、施術所等	**市内歯科医院２０医院**	利用者宅
実施回数	２４回（３か月） ・９０分×週２回×３か月	４回（３か月）	３回（３か月） ・モニタリングが必要な場合は個別に対応
委託単価	**送迎あり3,240円／回** **送迎なし2,700円／回** **（現行どおり）**	**3,000円／回（検討中）**	**訪問指導費3,600円／件ほか（現行どおり）**

７　一般介護予防事業について

高齢者の年齢や心身の状況によって分け隔てのない、住民主体の場を充実させ、地域づくりを支援し推進する。また、短期集中型サービス（サービスＣ）の利用者が、要介護状態となることを予防するための受け皿として、事業展開を図っていく。

８　市民向け、事業者向け説明について

(1) **目的**

平成 29 年４月からの総合事業移行に伴う、制度の変更点や手続について周知するとともに、事業者指定の審査基準について意見を募集するなど、円滑な制度の導入につなげる。

(2) **事業者説明会**

① 11 月 25 日（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所を対象）

② 11 月 29 日（通所介護事業所、訪問介護事業所を対象）

③ 随時、事業者連絡会の訪問介護、通所介護、居宅介護支援の各部会の集まりで説明するとともに、12 月以降にも事業者を対象とした説明会を予定している。

(3) 市民向け説明会

日常生活圏域ごとに説明会を行い、制度の周知を図る。

① 12 月 5 日森本市民センターより、1 月末にかけて市内 19 か所で順に実施。

② 地区社協、民児協役員会、民児協定例会にて事前周知

(4) 要支援者向けの説明

地域包括支援センターから説明するとともに、1 月末頃に制度改正案内を送付予定。

(5) パブリックコメント

①日程　平成 28 年 11 月 17 日～12 月 16 日（11 月 22 日新聞広報にて周知予定）

②内容　総合事業の背景、目的、事業者指定における人員基準・運営基準等
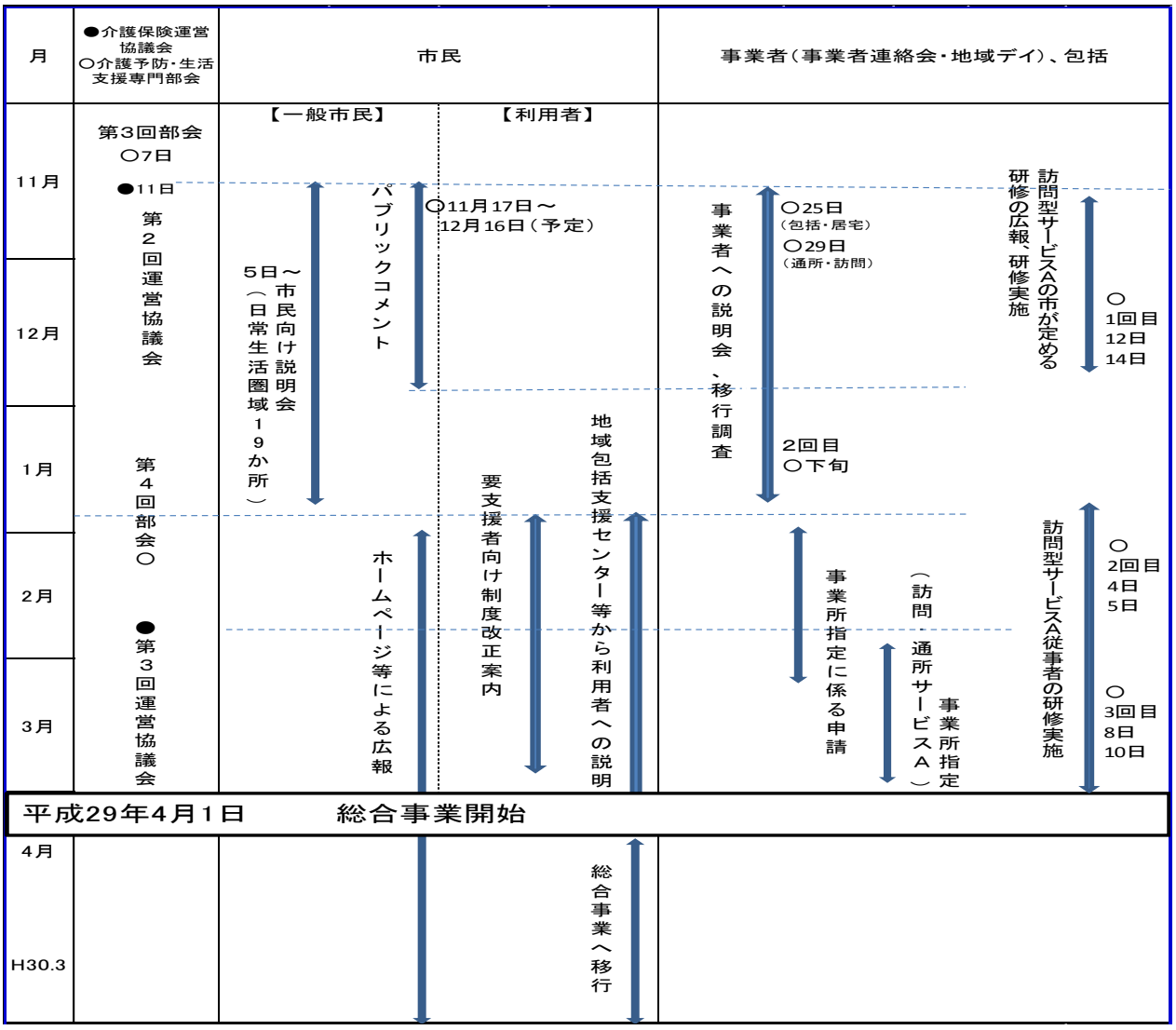
9　今後の総合事業への対応